

令和7年4月30日招集

# 4月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

## 令和7年度4月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年4月30日(水) 午後2時30分から午後3時04分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (33人)

### 農業委員

1番 田村良雄	2番 若林清廣	3番 本田敏明
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
	8番 佐藤英一	9番 保科豊秋
10番 長井範親	11番 高橋潤一	12番 塩原信子
13番 帯瀬和幸	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 大嶋喜芳	17番 丸山和秀	18番 樋口智
19番 江端美春	20番 間宮一	
22番 増井勝	23番 高橋仁	24番 吉田浩

### 農地利用最適化推進委員

1番 山岸洋子	2番 阿部和美	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 笠原綱生	6番 白井雅彦
7番 伊勢亀裕二		9番 原田秀一
10番 田澤利英	11番 武田要一郎	12番 野澤和吉

4 欠席委員 (3名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第3号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵 事務局次長補佐 小沢昌己  
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩  
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆

西蒲区事務所長 佐々木徹

管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏

管理係主査 武田勇 農地係主査 嶋倉明彦

## 7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和7年度4月定例総会を開会いたします。</p> <p>7番 成田誠一委員、21番 草野伸一委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、3番 本田敏明委員、5番 田中さとみ委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について 議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についての順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区</p>

<p>議 長</p> <p>北区部会長</p>	<p>別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で7件、中央地区で5件、秋葉区で6件、南区で7件、西区で4件、西蒲区で6件の計35件です。</p> <p>次に議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、南区で1件、西区で2件の計3件です。</p> <p>次に議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で1件、中央地区で1件、秋葉区で1件、南区で1件、西区で1件、西蒲区で3件の計8件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は46件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p> <p>北区部会長の山岸でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の8件は、去る4月25日に審査を行いました。</p> <p>最初に、議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページ、3ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」「北6号」は贈与によって農地を取得するものです。</p> <p>「北2号」「北3号」「北7号」は売買によって農地を取得するものです。</p> <p>いずれも譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>「北4号」「北5号」は、農地を交換するものです。</p> <p>相互の希望により、所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書16ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地近くでクリーニング業を営んでいますが、業務が拡大しており、従業員用駐車場と業務用車両の増加が見込まれる</p>
-------------------------	--

<p>議長</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>ため、申請地を露天駐車場にするため申請に至りました。</p> <p>農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地には影響はありません。</p> <p>以上、農地法第3条 許可申請7件、農地法第5条許可申請1件についていずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の6件は、去る4月25日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書4ページ、5ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」及び「中3号」から「中5号」まで、いずれも、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>「中2号」は効率的な利用を図るため、議案書8ページの「南3号」の農地と所有権を交換するものです。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第5条許可申請についてです。17ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、特定建築条件付売買予定地のため転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請5件、第5条許可申請1件、について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p>
<p>議長</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の笠原でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の7件を、25日に審査いたしました。</p> <p>「議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p>

<p>議長</p> <p>南区部会長</p>	<p>て」です。</p> <p>議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。</p> <p>「秋 1 号」、「秋 2 号」、「秋 3 号」は譲渡人の申し出により売買するものです。</p> <p>「秋 4 号」、「秋 5 号」は譲渡人の申し出により贈与するものです。</p> <p>「秋 6 号」は譲渡人の申し出により賃借権を設定するものです。</p> <p>続いて、「議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について」です。</p> <p>議案書 1 8 ページをご覧ください。</p> <p>「秋 1 号」は 3 種農地に分家住宅建築敷地として申請したものです。</p> <p>以上 7 件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の伊勢亀でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は 9 件で、去る 4 月 2 5 日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第 4 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の 8 ページ 9 ページをご覧ください。</p> <p>「南 1 号」「南 2 号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南 3 号」「南 4 号」「南 5 号」は、作業の効率化を図るため、お互いの農地を交換により所有権を移転するものです。</p> <p>次の「南 6 号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南 7 号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請についてです。</p> <p>議案書の 1 4 ページをご覧ください。</p> <p>「南 1 号」は、営農型太陽光発電設備の支柱敷地に一時転用するため申請しました。3 年間の期間延長となります。申請地の農地区分は、農振農用地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許</p>
------------------------	--

<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>可できるものです。</p> <p>次に、議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請についてです。 議案書の 19 ページをご覧ください。</p> <p>「南 1 号」は、農地に使用貸借権を設定し、露天駐車場及び資材置き場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、同集落内に事務所を構え事業を営んでいますが、事業拡大に伴い露天駐車場と資材置き場が必要になり申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第 1 種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>なお、4 条許可申請 1 件と 5 条許可申請 1 件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 7 件、農地法第 4 条許可申請 1 件、農地法第 5 条許可申請 1 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の原田でございます。</p> <p>4 月 25 日に開催した西区部会での審査について、報告いたします。</p> <p>議案書の 10 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 4 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、です。</p> <p>「西 1 号」は、規模拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>「西 2 号」及び「西 4 号」は、ともに規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「西 3 号」は、個人農家が農業法人を設立し、株式増資のため、現物出資により所有権移転するものです。</p> <p>次に、15 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西 1 号」は、農家住宅の庭敷地を拡張するため、転用するものです。農地区分は第 3 種農地です。</p> <p>「西 2 号」は、農作業所建築敷地として転用するものです。農地区分は第 1 種農地ですが、不許可の例外、「地域の農業振興に資</p>
-------------------------	--

<p>議 長</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>する施設」に該当します。</p> <p>いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております</p> <p>次に、20ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、売買により、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請4件、4条許可申請2件、5条許可申請1件、合計7件は、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の9件は、去る4月25日に審査を行いました。</p> <p>議案第4号 農地法第3条許可申請についてです。</p> <p>議案書12ページ、13ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>「蒲2号」、「蒲3号」は、お互いに農地の効率的な利用を図るため、所有権を交換するものです。</p> <p>「蒲4号」及び、「蒲6号」は、以前から耕作していた譲受人へ、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲5号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書21ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、贈与により所有権移転し、神社駐車場敷地として転用するものです。</p> <p>神社の行事が行われる際、利用される方の路上駐車や他人の敷地への無断駐車などがあり、交通の安全と近隣住民への迷惑行為を防</p>
--------------------------	---

	<p>止するため、申請しました。</p> <p>農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>「蒲2号」及び、「蒲3号」は、使用貸借及び贈与により、個人住宅建築敷地に転用するものです。農地区分は第3種農地と第1種農地です。</p> <p>いずれも排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請6件、第5条許可申請3件、について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>議長 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p> <p>議長 それでは、議案書2ページ、追加議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議長 皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>議長 次に、議案書14ページ、議案第1号 農地法第4条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。</p>
--	---

<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書16ページ、議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、別冊の議案第3号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第3号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>最初に、議案の修正について説明します。本日机上に配布させていただいた、正誤表をご覧ください。</p> <p>別冊資料の193ページ、農用地利用集積等促進計画案に対する意見書について、3 認可・公告の記載が“新潟県又は市町村”となっておりますが、認可・公告は県が行いますので、正誤表のとおり“又は市町村”を削除し“新潟県”と修正します。</p> <p>それでは、お手元の別冊資料をご覧ください。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、1ページ令和7年4月の利用権の設定等を促進する事業 地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区34件、中央地区98件、秋葉区91件、南区58件、西区109件、西蒲区402件、合計で件数792件、面積3,582,166㎡です。</p> <p>次に、利用権の移転について、北区20件、中央地区2件、秋葉区11件、南区4件、西区40件、西蒲区52件、合計で件数129件、面積564,038㎡です。</p>

	<p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、資料の4ページ以降のとおりとなります。</p> <p>新規の利用権設定については、4ページから164ページのとおりです。</p> <p>次に、利用権の移転については、165から192ページのとおりです。</p> <p>中間管理事業については、全て口座振替による賃料精算となり、賃料の記載がない案件については、賃料が発生しない契約となりますが、事後に移転が考えられることから、原則、使用貸借ではなく、賃借として取り扱うこととしています。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から4月4日付けで意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、193ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、定例総会において“農地中間管理権の取得または権利の設定は適当である”旨を決定し、市に対して回答します。</p> <p>促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。</p> <p>県の公告は令和7年6月27日からとなります。以上で説明を終わります。</p> <p>議長 長</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>議長 長</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊の議案第3号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p> <p>議長 長</p> <p>それでは、別冊の議案第3号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
--	--

<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。新潟市農用地利用集積等促進計画(案)の訂正について、定例総会での議決後に計画(案)の訂正を行った案件がありましたので報告いたします。</p> <p>お手元のA4両面一枚ものの、左上に「報告」と記載のある資料をご覧ください。</p> <p>訂正を行った案件はいずれも令和6年度 3月定例総会 議案第75号で、総会議決後から、市への書類提出までの間に判明しました。</p> <p>訂正案件の1件目が、公社借入・公社貸付で賃料が異なる内容になっていたこと、裏面の訂正案件の2件目が、所有者が異なる農地をまとめて公社借入・公社貸付する内容になっていたこと、でした。</p> <p>いずれの案件も、正しく農用地利用集積等促進計画(案)を作成し、市に提出しました。そのため、権利設定について特に影響はありません。</p> <p>これまでの基盤強化法に基づく流れとは違い、農業委員会の定例総会後から県公告までの間に2ヵ月の間隔があり、その間に市から中間管理機構へ促進計画(案)が提出され、そこから機構が内容を精査して、修正を伴う指摘が行われる可能性がある、ということが判明しました。</p> <p>そのため、今回のように、定例総会後に訂正等を行った場合につきましては、対応後の総会においてその内容を報告させていただくこととします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>終了時間</p> <p>15:04</p>	<p>もう1件追加報告があります。</p> <p>令和7年度最適化活動の目標設定について、定期総会の際、令和6年度実績に未確定のものがあるなど、一部変更があるかもしれない旨をお伝えしておりました。</p> <p>数値の確定や、県農業会議からの指摘を踏まえ、一部修正した点について、本日机上に配布した資料を基に説明します。</p> <p>右上に修正後、別紙様式1と記載のあるホチキス留めの資料をご覧ください。</p> <p>修正点1点目、資料2枚目、農地の集積について、根拠となる市農林政策課が取りまとめる調査の結果がまとまり、定期総会時は増減なしとしていた新規集積面積が、216haの増加となったことから、暫定値としていた集積率を、72.2%から、0.7%増加の72.9%に修正しました。</p> <p>その結果を踏まえ、令和7年度の目標値も、74.3%から74.9%に修正しました。</p> <p>修正点2点目、遊休農地に関する現状面積について、様式上は“直近の”となっていますが、令和3年度の面積を記載する必要があるとの指摘を受けましたので、そのように修正しました。</p> <p>1枚めくっていただいて、資料3枚目、修正点3点目、最適化活動の活動強化月間について、農地法に基づき年に1回行うこととされている農地パトロールを含めないようにとの指摘を受けましたので、6月に全市一斉に担当区域ごとに委員の皆様に行っていただく個別農地パトロールを農地法上に基づくものと整理し、当初の年4回から、6月を除いた7月・8月・10月の年3回に修正しました。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ほかに事務局から何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和7年度4月定例総会を閉会いたします。</p>
--	--

議事録に相違ないことを認める。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---